

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2019年2月15日

通巻1264号

この号の内容

- 学長による授業視察

学長による授業視察で申し入れ

昨年11月から、山崎学長による授業視察が人間社会学域で続いています。目的について事前に何の説明もなく唐突な視察であったこと、学長が教員や学生に無断で授業風景を撮影したこともあり、多くの教員・学生が学長の真意を測りかね、戸惑いの声があがっていました。昨年末に組合から問題点を指摘して改善を求めました。いまだ正式な回答はありませんが、一定の対応がなされましたので報告します。

改善されたこと



- 授業視察当日の朝、視察の授業時間帯を担当する全教員に、メールで連絡が届くことになりました。
- 授業風景の写真撮影は控えられることになりました。



授業視察の目的を明確にするよう、改めて求めました。

組合から学長への申し入れ内容



1. 学長および理事による授業視察を実施しないこと。
2. 授業視察の意図を明らかにすること。
3. 授業視察の際に撮影した写真は破棄すること。
4. (授業視察は適切性を欠くため実施すべきでないが) 今後も授業を視察する場合は、最低限、以下のことを遵守すること。
 - ① 視察に際しては、視察の目的、対象者、対象授業について、学類および授業担当者に事前に明らかにして了承を得ること。
 - ② 視察した授業の講評や感想を学類および対象者にフィードバックすること。今回実施した分についても、フィードバックすること。
 - ③ 板書(パワーポイント含む)、授業担当者、学生等の写真撮影は行わないこと。

* 趣旨は裏面を参照

(申し入れの趣旨)

教授の自由は憲法23条の学問の自由を構成する一部であり、大学において、授業内容・授業方法・評価に関する自律性、各教員の判断を尊重することは原則であり、慣行とされていると考えます。このことは、たとえばFD活動の一環として教員が相互の授業参観を行う場合でも、参観対象の授業の枠を事前に指定し、参観した結果の評価の公表の方法を事前に定めるなど、一定の枠組みを決めた中で行っていることから、明らかです。学長が、事前に学類等の了承を得ず、また当該個別教員の許可も得ず勝手に教室に入ることは、大学における学問の自由を守るための原則・慣行を犯すものです。

もし視察がFD活動の一環として実施されているのであれば、その旨を事前に説明して関係者の理解および了承を得る努力をすべきです。一切の説明もないまま行われた今回の視察は学長および理事に対する無用な不信感を抱かせるのみであり、なんら積極的な意義は見いだせません。

また、各授業の前提条件として、教員と学生の内での自律的な関係の中で進められることが原則であり、そうでない取り扱いは例外とされています。予告なく学長や理事が授業現場に突然現れること、授業途中で断りなく入退室をすること、ならびに無許可で写真撮影を行うこと（授業中の撮影を禁止している教員もいます）は、担当教員のみならず学生にも違和感を生じさせることとなり（実際そのような声が学生からも多数上がっています）、純粋に教育の観点からも好ましくないことは明らかです。

みんなの
声

一方で、教員は授業内容や方法について慎重に真剣に検討し、必要があれば対外的に説明できるよう取り組む必要があることを認識しています。しかし、授業の断片が切り取られ教室の外に持ち出された場合、一面的な評価を受ける恐れがあり、このことは教授の自由を犯す事態につながりやすいので、教室内の教育にかかる情報は講義担当者の許可無く持ち出すべきではありません。

Facebook, Twitter 始めました

労働問題に関する情報、大学をめぐる動き、金沢大学教職員組合の活動などを配信していきます。

